

## 視覚障害者等のための権利制限及び例外の議論に関する主な論点

(注：現時点でのテキスト及びその解釈に基づく。前回報告からの主な変更を下線を付した。)

### 【国内的な観点】

#### 1. 著作物(work)の定義(Article A)

- 国際文書上の「著作物」の権利制限の対象として、「テキスト・メモ・図表」(書籍)の形式(オーディオブックは、著作物の定義には含まれる)とすることで合意が成立した。

#### 2. 受益者(視覚障害者等)について(Article B(c))

- 国際文書では、権利制限の受益者として、視覚障害者等に加えて、肢体不自由者(身体障害により、書物を支えること、または扱うことができない人)を対象としている。
- 受益者の対象範囲については、各国から特段の異議は出ていない状況。

#### 3. "The right of public performance" についての権利制限(Article C(1))

- 複製権、譲渡権及び利用可能化権の制限に加えて、"the right of public performance"についても権利制限をすることが提案されていたが、"the right of public performance"の権利については、義務的規定ではなく、加盟国/締約国の義務とはならない任意的(may)規定とすることで合意が成立した。

#### 4. 「市場の利用性(market availability)」の要件の妥当性について (Article C(4))

- C条パラ4において、締約国は、視覚障害者等のための複製権等の権利制限を、適当な条件で商業的に特定のアクセス可能な形式の著作物が入手できない場合のみに限定することができるとの任意的(may)規定が設けられている。この規定について、途上国側は、商業的に著作物が入手できない場合に限定することは、Authorized Entityが商業的に入手できるかどうか調査することの負担を課すことになるとして、本規定の導入につき、反対している。

## 【国際的な観点（アクセス可能な形式の複製物の輸出入）】

### 1. Authorized Entity（録音図書等の輸出入を行う団体）の設置 (Article A)

- 国際文書では、“Authorized Entity”の役割として主に2つ規定しており、①受益者に代わり、「権利制限規定」による複製等の利用行為を可能とすることにより、受益者のために録音図書等を活用すること、②録音図書等の輸出入を行うことが想定されているが、本国際文書上において、義務的な役割として求められているのは、②の役割のみである。
- “Authorized Entity”の要件として、①政府によって authorize 又は recognize される、非営利ベースで受益者に教育、訓練、適応型読書または情報へのアクセスを提供する団体であること、②一定の慣行 (practice) を有する (A.サービスの提供相手が受益者である、B.録音図書等の頒布先を受益者又は他国の“Authorized Entity”に限定する、C.無許諾複製物の濫用の禁止、D.複製について妥当な注意を払い、その扱いを記録する) ことで合意された。政令指定された団体を“Authorized Entity”とすることが許容されることが明確になった。

### 2. アクセス可能な形式の複製物（点字・録音図書等）の輸出入 (Article D(1))

- 国際文書では、アクセス可能な形式の複製が A 国の国内法の権利制限規定等に基づいて作成される場合で、A 国の“Authorized Entity”は、B 国にいる（“Authorized Entity”を通じて）受益者にその複製物を頒布又は提供できることを定めることが求められている。（参考）アクセス可能な形式の複製物の輸出入の仕組みを参照。）

### 3. アクセス可能な形式の複製物の輸出国からの提供等の条件の限定 (Article D(3))

- EU は、受益者がアクセス可能な形式の複製物を、通常の頒布経路で、適切な価格で入手可能であったことを、輸出国側の”Authorized Entity”が知っていた又は知り得た場合には、上記の頒布又は提供を禁止するものとするとの提案を行っている。

### 4. 国境を越えた交換を容易にするための協力 (Article J)

- “Authorized Entity”の任意的登録制度の提案が削除され、その代替として、締約国は、海外の“Authorized Entity”が輸出入の際に認識できるように、情報共有を容易にすることができるよう、努力することとする提案がなされている。

## (参考) アクセス可能な形式の複製物の輸出入の仕組み

(※現時点でのテキストの解釈に基づく)

(※電子的な複製物も含まれる)

